

平成27年9月3日

保護者各位

世田谷区立駒留中学校長
銅谷 新吾

台風ガイドラインの確認と緊急連絡メールに伴う調査

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、いよいよ台風シーズンとなります。台風接近・通過等に伴う臨時休業等に関するガイドラインにもとづき、登下校時の安全確保をいたしますので再度ご確認ください。

「台風接近・通過等に伴う臨時休業等に関するガイドライン」

世田谷区（23区西部）に「暴風警報」（「暴風雪警報」を含む）が発令された場合、学校は、以下の基準にもとづき、安全対策を講じるものとする。

（1）登校前に発令された場合

- ① 午前7時までに解除された場合・・・平常授業とする。
- ② 午前7時までに解除されない場合・・・臨時休業日とする。

（2）登校後に発令された場合

「暴風警報」が発令された時刻やその他の警報等の情報を勘案して、区としての安全対策（「下校時刻の変更」や「一時待機」等）を決定し、各学校に周知する。

中学校については、区の安全対策に基づき、「下校時刻前に」または「一時待機」してから、原則として、教職員等が付き添って、集団下校させる。

☆このガイドラインに該当する場合は、HP・緊急メール・連絡網での周知はありません。

台風以外でも、以下に関することで、登下校時刻の緊急の変更があります。緊急時は「電話連絡網」はほとんど機能しないため、「緊急連絡メール」で行います。

- 1. 生徒の安全にかかわる緊急性の高い事件・事故・災害等の情報
 - 2. 学校行事の日程・時程変更（事前に口頭・文書・HPで予告できるものは除く）
 - 3. 上記以外で校長が緊急と判断した情報
- ☆この場合は、緊急メールで周知します。

以上の趣旨をご理解いただき、「緊急連絡メール」できるだけ多くのご家庭に申し込んでいただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

なお、諸事情で「緊急連絡メール」に登録されない家庭には、学校からの電話連絡をいたしますので、連絡先番号を下記に記入ください。

☆すでに登録している家庭、この機会に登録する家庭は、返信不要です。

☆9月9日（水）までに担任に提出してください。

.....きりとり.....

緊急連絡先① (_____)

緊急連絡先② (_____)

① の番号を優先に活用します。

年 組 番 (_____)

保護者氏名 (_____)